

景観形成基準

届出対象行為ごとの市域共通の景観形成基準は次のとおりです。

③夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明

基準
<ul style="list-style-type: none">・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。・特定の対象物を照射するものとし、光源を空、道路、鉄道など公共空間に向けての照射を避けるとともに、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。